

復興大臣

根本 匠 様

要 望 書

平成25年8月3日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

現在、本市では、東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興に向け、インフラの本格復旧、災害がれきの撤去、除染作業、産業の再生、地域医療・福祉・高齢化対策、避難者の帰還、地域コミュニティの再構築及び原子力から再生可能エネルギーへの転換など、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを全力で進めているところです。

特に、小高区を中心とする避難指示区域内においては、帰還困難区域及び津波被災地を除き、道路、上下水道などのインフラ整備を平成25年度内の本格復旧に向け目標どおりに進めているとともに、平成25年4月には小高区役所を再開させ、今後は、その他公共施設の平成25年度内の再開、さらには、市立小高病院外来機能の平成26年4月の再開を目指し、市民の帰還に向けた環境整備を進めているところです。民間においても、平成25年4月には小高郵便局が再開し、順次、45事業所も再開し始めるなど、避難指示区域内の復興の兆しが見え始めております。

今後、被災地における経済、産業、医療福祉、教育等の再生はもとより、成長、発展を実現し、さらに、故郷を離れた市民の帰還を促進するためには、被災地の復興を加速化させる国の支援が必要であることから、下記事項について要望します。

記

1. 交通インフラの確保について

(1) 常磐自動車道の全線開通について

常磐自動車道は、交通の利便性向上による産業・経済や医療・生活などの交流・発展のみならず、緊急時の避難経路としての役割を果たす、本市にとってのライフラインの要であり、その全線開通は全市民の願いである。供用目標は、平成26年度から大きく遅れない時期と示されているが、効果的な除染を進め、一日も早く全線開通すること。

(2) 復興インターチェンジの設置について

常磐自動車道の整備にあたっては、地域振興、支援活動、緊急時の避難路の確保のための『復興インターチェンジ』を南相馬市小高区に設置すること。

(3) 高速道路無料措置について

高速道路無料措置の期間延長について

平成26年3月31日までとされている現行の高速道路無料措置を少なくとも市民が安心して帰還できる環境が整うまで、期間を延長すること。

また、常磐自動車道(南相馬～相馬間)についても、国道6号が災害復旧関係者の車両等により慢性的に混雑している状況をはじめ、復旧・復興を図る上で、本自動車道の果たす役割は重要なことから、復興時まで無料措置の期間を延長すること。

高速道路無料措置の対象範囲の拡大について

南相馬市内における 30km 圏外の地域においても、圏内の地域と同様の無料措置が受けられるよう対象範囲を拡大すること。

対象 IC の拡大について

避難者は全国各地にいることから、高速道路無料措置の主の目的である一時帰宅の支援に加えて、避難者の生活再建の支援につなげるためにも、乗り降りする IC を限定しないこと。

(4) 県道 12 号主要地方道原町川俣線について

県道 12 号主要地方道原町川俣線については、震災後、1 日の通過交通の増加によって、渋滞が多発し、交通事故も増加していることから、交通渋滞緩和と通行者及び地域住民の安全確保のため、拡幅改良やバイパス化など規格の高い改良整備を検討し、早期整備を図ること。

(5) JR 常磐線の早期再開について

JR 常磐線は原ノ町駅～広野駅間が運休しているが、駅の流失等により被害が大きく、運行再開には長期間を要する見込みであることから、市民の交通手段を確保するためにも早期に復旧すること。

なお、相馬駅以北については、復旧工事に関する調査及び設計を早期に完了し、工事着手から 3 年程度とされている工期の短縮を図ること。

(6) JR 常磐線原ノ町駅以南への運転区間延伸について

JR 常磐線については、復興の加速化及び住民の帰還支援のため、早期に、原ノ町駅以南の小高駅まで運転区間を延伸すること。

2. 除染について

(1) 除染の財政措置について

除染を推進するためには、仮置き場の設置をはじめとして、市民の理解と協力が不可欠である。これまでの説明会等での市民の意見・要望から特に仮置き場での空間線量率の上昇や除染作業から発生する汚染水の流出に対する不安が大きいものがある。このため、これらの不安を解消し、少しでも市民の理解と協力を得るためには、

- ・ 仮置き場敷地内の空間放射線量率が常時確認できるモニタリングポストの設置
- ・ 汚染水を処理する濁水処理施設の設置は最低限必要であることから、その設置等にかかる費用について除染対策事業交付金の財政措置の対象とすること。

(2) 除染等工事設計に係る設計労務単価等の見直しについて

当地域では、復旧・復興工事及び除染作業の本格化に伴い、作業員の確保が困難になっており、作業労働者の確保に向け、賃金が上昇してきている。

このことから、環境省が定める除染作業に係る設計労務単価では、

作業員の確保が難しく、ひいては除染の推進に支障をきたすことが危惧されることから、この見直しを行うこと。

除染特別地域内で除染に従事する作業員には特殊勤務手当が支給されている。除染特別地域内の除染が本格化すれば、市が実施する除染の作業員確保がより一層困難になり、除染推進に支障をきたすことが危惧される。

また、市が実施する除染の業務環境は、国直轄の除染業務環境と同様の状況にある。

このことから、市が実施する除染作業員に対しても、特殊勤務手当の支給対象にすること。

(3) 農地除染の方針について

農地除染の方針については、空間線量率を下げることに併せ、農業生産が再開できる条件を回復させるため、土壤中の放射性物質濃度を1,000 Bq/kg未満を目標として掲げること。併せて除染の反転耕・深耕に伴い発生する石礫の処理方法を明示し、財政措置を講じること。

(4) ダム・ため池の除染について

当市のダム、ため池は高濃度の放射性物質に汚染されている。

農業生産を再開させるためにはダム・ため池の除染は必要不可欠である。

現在、農業用ため池の周辺陸地の除染方針しか示されていないことから、早急にダム・ため池の本体に係る具体的な除染方針を示すとともに、財政措置を講じること。

(5) 森林除染の早期着手について

当市の森林は、放射性物質に汚染されていることから、一日も早い森林の効果的な除染技術を確立し、全ての森林を対象とした除染に早急に着手するとともに、財政措置を講じること。

(6) 中間貯蔵施設の設置について

中間貯蔵施設の設置に向けた具体的な進捗がみられないことが、当市において仮置場を設置する上での障害となり土壌等の除染等の措置が進まない状況になっている。

このことから、1日も早く中間貯蔵施設を設置するとともに、市町村に対して、今後の見直しを含め、適宜、正確な情報を提供すること。

3. 災害がれき等の処分について

(1) 災害がれき等の処理について

旧警戒区域内の災害がれき、生活系ごみ、危険家屋等の処理については、未だ仮置場の設置を行っている状況であり、地域内の復旧作業は停滞し、大幅に遅れていると認識している。計画どおり、平成26年3月末までに処理が完了できるよう全力で対応すること。

(2) 旧警戒区域外災害がれき等の処理、処分に係る国庫補助金について
旧警戒区域外災害がれき等の処理、処分については、現在全力で作業を実施しているが、廃棄物の量が膨大であること、作業員が不足していること、放射性物質の懸念から最終処分受入れ先の確保が困難であること等の理由から、計画の期限である平成 26 年 3 月までの処理、処分完了が困難な状況である。当市の現状では、処理、処分完了が平成 27 年 9 月までかかることが見込まれることから、完了まで国庫補助による財政支援措置を継続すること。

(3) 下水汚泥の処分について
国の基準では 8,000Bq/kg 以下の汚泥は処分可能としているが、実態として産業廃棄物業者から受入れを拒否され、下水道施設内に保管しているが、今後の処分の見通しがつかず、また、保管スペースの確保が困難になっている。

このことから、国が濃度制限を行わず全量引き取り処分を行うこと。

(4) 焼却灰の処分について
一般廃棄物の焼却により発生する焼却灰（飛灰）は、国の基準値 8,000 ベクレル/kg を超えているため、当市の最終処分場施設内にコンクリート製の保管施設を設置しながら管理しているが、8,000 ベクレル/kg 以下の焼却主灰埋め立て領域を圧迫し、このままの状態が続いた場合、埋め立て残余年数が 4 ~ 5 年になってしまう状況である。
このことから、国が予定している既存の管理型処分場への搬出について、1 日も早く受け入れ出来るよう対応すること。

4 . 産業の復興について

当市においては事業所の撤退や休止・閉鎖が相次ぎ、震災から 2 年以上経過した今でも、7 千人以上の雇用が失われるとともに、様々な業種での事業活動が大きな打撃を受け、多くの事業所の再開見通しが見えない状況にある。このことから、国の責任において、次の施策を実行すること。

(1) 国等研究機関の拠点形成について
国内の研究機関等と地域の企業群との結び付けを図り、将来に向けた技術の創出を図りたいことから、様々な分野にわたる国等の研究機関を当市に設置すること（福島県浜地域農業再生研究センター（仮称）の設置等）。

(2) 企業の誘致について
当市では、新たな工業団地の整備を進め、避難市民が帰還できるよう失われた雇用の確保を図るために、全力で企業誘致等に努めているところであるが、大変厳しい状況にある。このことから、国の責任において、当市への企業誘致等を積極的に行うこと。

(3) 地元企業の支援について

企業の事業継続と再開にかかる優遇措置について、避難指示区域などにあった事業所が事業を継続・再開するために新規の雇用を行う場合には、これまでの雇用調整助成金や震災関連人材育成支援奨励金などの助成制度に関して、対象事業者・対象労働者の要件の緩和・合理化や、支給額の増額などの支援内容の充実、支援期間の延長を行うなど、地域企業の望む内容の支援措置を講じること。

5. 学習支援等のための教職員の長期的な加配について

東日本大震災及び原発事故に伴い、児童生徒が心身両面に受けた被害はあまりにも大きなものであり、学習支援や心のケアのためには、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな支援が長期的に必要である。また、学校現場においては、通常業務に加え、震災による業務が増加しており、教職員一人当たりの負担が重くなっている。このことから、被災児童生徒に対する学習支援等のための震災加配教員を十分かつ長期的に配置すること。

6. 被災農家の生活再建の支援について

(1) 放射性物質により汚染された農地について、除染等により営農が再開できるまでの間、農地転用の手続きを経ず農地のままで一定期間、再生可能エネルギー用地等として活用することで、被災農家を経済的に支援できる仕組みを創設すること。また、その手続きについては届出制にするなどの簡素化を行うこと。

(2) 被災農家が防災集団移転促進事業の買取制度により農地を手放した場合、相続税・贈与税納税猶予措置が打ち切られるが、被災農家の生活再建の支援のため、納税を免除する措置を講じること。

7. 受益地転用に伴う補助金返還措置について

当市では、農家意向調査を実施したところ、72.7%の農家が「農業をやめたい」、「経営を縮小したい」という結果であった。被災により、沿岸部の農地は壊滅的な被害を受けたことも含め、当市は、従来の土地利用方針からの転換が必要な状況にある。

ほ場整備事業の工事完了から8年を経過していない農地を転用する場合には、補助金返還を求められることになるが、復興に資する事業(海岸防災林、再生可能エネルギー基地等)のために農地を転用する場合には、補助金返還を免除すること。

8. 再生可能エネルギーの推進について

(1) 固定価格買取制度の適用期間延長について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第3条では、「経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に買取価格及び買取価格期間を定める」としている。また、同法附則第7条では、「集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の

施行の日から起算して 3 年間に限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする」としている。

しかし、原子力被災地は未だ避難を強いられている状況下もあり復旧に時間を要していることから、施行後 3 年間の配慮期間内に事業を実施することは厳しい状況にある。このことは、原子力被災地での復興に向けた再生可能エネルギーの推進に支障を来すこととなることから、同法附則第 7 条については、原子力被災自治体を対象とした固定価格買取制度の適用期間を延長すること。

9 . 中小企業の事業継続・再開に係る優遇措置について

(1) 法人税及び所得税について

福島復興再生特別措置法において、避難解除区域の事業者は、避難対象雇用者等を雇用した場合に、課税の特例により税額控除等を受けることができるが、地域では原子力災害による被害が甚大で、その影響が深刻かつ長期にわたっており、人口の流出や商圈の消失により、依然として先行きの見えない厳しい経済状況にある。

事業継続と再開を強力に支援するため、法人税及び所得税の現行 20 % の税額控除を上回るさらに思い切った税制上の措置を講じること。

(2) 福島復興再生特別措置法における特例措置の期間について

福島復興再生特別措置法における特例措置は、事業用設備等への投資については避難指示が解除された日から 5 年間、被災者雇用については県の確認を受けた日から 5 年間とされている。

しかしながら、インフラ復旧の遅れや中長期的な先行きが見えない状況にあり、投資及び雇用ともに思うように進んでいない。また、原子力災害の影響は多大であり、市民の帰還や事業継続に必要な商圈及び顧客の回復には、長期間を要すると想定される。

このため、中長期的な支援策を示し、事業者が安心して投資、雇用できる環境を整えるために、福島復興再生特別措置法における特例措置の期間は、人口や商圈が回復するのに必要な相当期間とすること。

(3) 福島復興再生特別措置法における特例措置の区域について

福島復興再生特別措置法における課税の特例措置の対象となる区域は避難解除区域に限定されている。

原子力災害からの復興及び再生にあたっては、当該区域を含めた市全域で取り組んでいくことが不可欠である。

このため、福島復興再生特別措置法における課税の特例措置の区域は、避難解除区域外を含む市全域とすること。

10 . 医療体制、福祉環境の整備充実について

(1) 保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置の具現化について

現状の健康被害への対応及び放射線による健康被害が将来発生した場合の対応について、福島復興再生特別措置法に規定された「保健、医療及び

福祉にわたる総合的な措置」の具体化に向けた検討を進め、早期に市民の将来不安を解消する施策を展開すること。

(2) 国民健康保険及び介護保険について

ア 国民健康保険税及び介護保険料の減免について

国民健康保険税及び介護保険料の減免については、南相馬市全域を対象とし、保険税及び第一号保険料の減免額を全額財政支援すること。

イ 国民健康保険一部負担金等及び介護保険利用料の免除について

国民健康保険一部負担金等及び介護保険利用料の免除については、南相馬市全域を対象とし、免除額を全額財政支援すること。

(3) 医療スタッフ（特に看護師）の確保について

医師や看護師などのスタッフ確保に鋭意努めているが、地域内で就労可能な医療スタッフは少なく、確保が困難な状況にあるため、医師や看護師の派遣を含め、医療スタッフの確保について支援すること。

特に、旧警戒区域における医療提供体制の再開に向けた人的支援（医師、看護師など）をすること。

(4) 地域医療再生臨時特例交付金の継続について

福島県が実施している「福島県地域医療復興事業補助金」及び「福島県地域医療再生臨時特例基金事業補助金」は、国の地域医療再生臨時特例交付金を財源としており、同交付金は平成27年度末をもって終了することとされている。

当市では、主に以下の事業で支援を受けているが、地域医療体制の再生には十分な期間が必要であることから、平成28年度以降も同交付金の支援を継続すること。

ア 福島県地域医療復興事業補助金

(ア) 被災地域医療寄附講座支援事業 福島県立医科大学による医師派遣

(イ) 病院機能強化施設設備整備事業 脳卒中センターの整備

イ 福島県地域医療再生臨時特例基金事業補助金

(ア) 医療人材確保緊急支援事業 医師、看護師の派遣に伴う費用補助

(イ) 緊急医療体制強化事業 震災で離職した医療従事者雇用に係る費用補助

(5) 障がい者支援施設及び介護保険施設のスタッフ確保について

障がい者支援施設及び介護保険施設は、現在、深刻なスタッフ不足の状況にある。さらに、今後は、市内小高区の避難指示解除準備区域内の福祉施設の再開や、新たな施設整備に伴うスタッフの確保も必要となるため、継続的かつ安定的なスタッフ確保の支援が必要である。

このことから、厚生労働省、福島県及び福島県社会福祉協議会をはじめとする関係団体で構成される「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」で実施する「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業」については、平成26年3月31日までの応援期間を、スタッフ不足が改善するまで延

長すること。

(6) 避難先におけるがん検診受診体制の整備について

市外避難者のがん検診については、避難先市町村に対する検診の受け入れ依頼や市外の医療機関への検診委託により対応しているところであるが、受診率は市内居住者の受診率と比べ極めて低い状況にある。

このため、市外に避難している被災者が避難先の市町村でがん検診を受診できるよう、原発避難者特例法に準じた体制を早急に構築すること。

(7) 脳卒中センター整備事業について

全国平均と比べて死亡率の高い脳卒中及び脳疾患の二次救急までを完結できる体制を整備するため、現在100床規模（既存病院からの移設60床と増床40床）で南相馬市立総合病院脳卒中センターの整備事業を計画している。

県に対し、40床の増床を要望していることから、県から国へ特例病床に係る協議が行われる場合には、特例病床の増床について同意すること。

(8) 入院基本料の届出に関する事項について

平成24年度診療報酬改定において、医療従事者の確保等が困難かつ医療機関が少ない2次医療圏及び離島にある医療機関については、地域指定を受け、入院基本料の届出に際し、病棟ごとに10：1（患者：看護師）13：1あるいは15：1の看護基準を採用できることとされている。

南相馬市立総合病院においても、看護師不足等で医療資源が少ない状況にあり、未だに休止中の病棟があることから、早期に再開できるよう、病棟ごとに看護基準を採用できる地区として、相双地区を指定すること。

(9) 在宅診療の在宅支援病院の指定について

震災後、当市の介護施設はスタッフ不足により壊滅しており、また、診療所の訪問診療が看護師等のスタッフ不足で対応できていない状況である。このような中、南相馬市立総合病院では仮設住宅、借上住宅の避難者及び市内の高齢者世帯のため、在宅診療科を設置し、急速に高齢化した当市の在宅医療に対応している。しかしながら、現行制度においては、在宅支援病院の指定を受けるためには199床以下であることが要件であり、230床ある当院はその指定を受けることができず、診療報酬の面で不利である。

このため、当市の介護施設等の現状を考慮し、当院を在宅診療の在宅支援病院として指定すること。

(10) ホールボディカウンター（WBC）再検診時の保険適用について

南相馬市立総合病院では、WBC 検診時に中学生以下で10ベクレル/kg、高校生以上で20ベクレル/kg 以上の検査結果が出た受診者に3か月後に再検査とカウンセリングを実施している。福島県内にはすで

に30台のWBCが導入されており、内部被ばくの健康管理を国が保障するためにも、WBCの再検査とカウンセリングを保険適用とすること。

(11) 南相馬市立総合病院建設資金の借り換えについて

市民の市外避難による外来患者数の減、医療スタッフの確保困難による一部病棟の閉鎖などにより、病院経営が悪化している。逸失利益に係る東京電力(株)からの補償があるものの、退職金は補償対象外であることに加え、高利な起債償還が病院経営を圧迫している。

このことから、病院経営の改善のため、病院建設時の財政融資資金の借り換えを認めるよう関係省庁と協議すること。

11. 原子力損害賠償について

原子力災害を起因とする被災者の生活再建は、原子力を推進してきた国の重大な責務であり、次の項目について被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償を、国が主体的に責任を持って完全に実施すること。

(1) 精神的損害について

賠償期間は、市内全域の除染が完了し、市民が安心して生活のできる環境が整うまでの間とすること。

30km圏外と旧緊急時避難準備区域の賠償について、差が生じないように同様の取り扱いとすること。

(2) 営業損害、就労不能損害について

営業損害及び就労不能損害について、解除期間とは区別し、生活再建に十分な期間を補償すること。

特に、営業損害については、隣接する地域の避難指示が解除され、人口と商圈の回復に十分な期間を補償すること。

(3) 土地、建物及び家財の賠償について

避難指示の早期解除や住民自らが再建へ前向きになれるように、避難指示期間と賠償金割合を切り離して実質的かつ合理的な考えのもと、全損扱いとし全額賠償すること。

また、家財の賠償についても、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、帰還困難区域と賠償基準の考えが異なっていることから、すべての区域において平等になるよう帰還困難区域と同じ基準にすること。

特定避難勧奨地域(特定避難勧奨地点及び特定避難勧奨地点周辺地域)の被災住民のほとんどは、放射性物質への不安から避難生活をしており、土地、建物の管理ができない状況にある。このことから、特定避難勧奨地域の被災者の土地、建物及び家財の賠償については、旧警戒区域と同様の取り扱いをすること。

旧緊急時避難準備区域及び30km圏外については、住宅等の補修・清掃費用として30万円が一律的な賠償基準になっているが、土地・建物・家財の価値は原子力災害によって下がっているため、資産価値の減

少分について賠償すること。

(4) 地域コミュニティに対する賠償について

原子力災害による避難によって地域コミュニティが崩壊し、これまで築き上げてきた消防団活動、婦人会活動、お祭りなどの地域活動ができなくなり、再生が不可能なものも出ている。長年に渡って活動してきたこれらの地域活動は地域の財産であり、地域コミュニティの再生に必要な賠償を行うこと。

(5) 消滅時効への対応について

原発事故に係る損害賠償請求権について、民法第724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講じること。

(6) 損害賠償金の課税の対象外について

損害賠償金については、所得税・住民税等の課税の対象外とすること。

12. 子ども・被災者生活支援法について

(1) 「子ども・被災者生活支援法」に基づく「基本方針」を速やかに策定し、各種の具体的施策の早期実現を図ること。特に子どもの定期的健康診断と医療費の減免を喫緊の課題として具体化すること。

(2) 「基本方針」策定と施策の具体化に際しては、被災者の意見を十分に反映する措置を講ずること。

13. 災害危険区域内の廃止する下水道管渠の処理について

災害危険区域内の廃止する下水道管渠の処理については、東日本大震災復興交付金の効果促進事業による以外は単独で対応せざるを得ない状況である。このことから、下水道管渠の処理に係る単独事業について、財政支援を講じること。